

令和7年度 第1回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和7年8月4日(月)	
招集の場所	本庁舎3階会議室3	
開会・閉会の時間	開会	令和7年8月4日 午後1時30分
	閉会	令和7年8月4日 午後3時15分
◎会長 ○副会長	氏名	出欠等の別
	皆川 委員	○
	佐々木 委員	○
	高崎 委員	○
	丹 委員	×
	石井 委員	○
	◎室井 委員	○
	我妻 委員	×
	田村 委員	○
	○土屋 委員	○
	平田 委員	○
	鹿田 委員	○
	山田 委員	○
	事務局	押切 課長
小倉 主査		
藤崎 主査		
戸村 主査		
小笹山 副主査		
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和7年度第1回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和7年8月4日(月)
午後1時30分から
場 所 本庁舎3階会議室3

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について【資料1】
- (2) 分科会委員の指名について【資料2】

6 報 告

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画について【資料3】
- (2) 介護保険事業の現状報告について【資料4】
- (3) 地域密着型サービス事業所の指定状況について【資料5】
- (4) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料6】
- (5) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料7】

7 そ の 他

8 閉 会

1. 開会

(事務局) 本日の会議が、富里市介護保険条例第16条の規定による過半数を超える10名の出席であり、会議の成立を満たしている旨、傍聴希望者がいない旨を報告。

2. 委嘱状の交付

令和7年度8月1日をもって委員の改選が行われたため、各委員に委嘱状を交付。

3. 市長あいさつ

4. 自己紹介

委員の改選に伴い、各委員及び事務局員の自己紹介を行う。

5. 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

互選により、会長に室井委員、副会長に土屋委員を選出。
異議等特になし。

(2) 分科会委員の指名について

下記により分科会委員を指名、異議等特になし。

富里市地域包括支援センター等運営協議会（分科会①）

平田委員（分科会会長）、佐々木委員（分科会副会長）、皆川委員、丹委員、
田村委員、山田委員

富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会（分科会②）

土屋委員（分科会会長）、石井委員（分科会副会長）、高崎委員、我妻委員、
鹿田委員

6. 報告事項

(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画について

資料3により事務局より説明。

併せて、介護保険事業計画概要版で示す日常生活圏域の図について、中部東地域包括支援センターが龍岡ケアセンター内とあるものを、富里市福祉センター内に訂正依頼。

(2) 介護保険事業の現状報告について

資料4により事務局より説明

(3) 地域密着型サービス事業所の指定状況について

資料5により事務局より説明

(4) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告

同協議会（分科会①）平田会長より、資料6及び資料7により説明

(5) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告

同協議会（分科会②）土屋会長より、資料8により説明

質疑

委員 資料の29頁、介護給付費の執行状況について、執行率が100%を超えているものは、当初の見込みを上回る支出があったとの理解で良いか。

事務局 委員のお見込みのとおりで差し支えない。

事務局 資料33頁について、資料の補足をさせていただきたい。

中部東地域包括支援センターについて、資料中には社会福祉法人富里市社会福祉協議会とあるが、同事業所になったのは令和7年1月からである。

令和6年12月までは、龍岡ケアセンター内に事業所があったので留意願いたい。

委員 資料19頁に重点目標2の文中にある、介護人材の確保や介護の担い手への支援への充実について、市独自の取組があれば伺いたい。

事務局 独自の取組としては、介護施設職員に対して初任者研修受講の際の費用の一部助成を行っている外、ケアマネ事業所の処遇改善を目的に、ひと月当たり1万5千円の独自加算措置を今年度より行っており、千葉県内でも近隣では、事例のない取組である。

ヘルパーには国からの加算措置があるが、ケアマネージャーには国の加算措置が一切ないことや、近隣の地域と比較すると、富里市の賃金水準が低い状況にあることから、市独自の加算措置を以って、人材の流出を防ぎ、人材確保に努めるという取組を行っている。

委員 資料30頁 項目番号2 多様なサービスの提供にある訪問型サービスBについて具体的に伺いたい。

事務局 訪問型サービスBについては、令和4年度から補助金の形で住民参加型の生活支援サービスとして新たに創設されたものである。

国の指針でも本件のような活動は評価されることを希望するとあったことから、新たなサービスの提供で市民の選択肢が広がったと判断し、本表に反映したものである。

具体的な補助対象で言うと、市内北部地域で展開している、日吉ちょこっ と応援隊の有償ボランティア、市内全域では、社会福祉協議会による、有償ボランティアのささえ愛サービスの活動に対して、市で補助を行っている。

委員 指導を行った事業所に対し、何らかの確認は行ったか。

事務局 令和6年に指導を行った七栄地区の介護事業所については、令和7年度当初に職員が再訪し、改善状況の確認を行っている。

7. その他 委員からは質疑等なし

8. 閉会